従業員やお客様を保護するため

「むやみに移動を開始しない





斉帰宅の抑制 にご協力ください

企業等における施設内待機

従業員等の一斉帰宅の抑制

○首都直下地震など大規模災害が発生すると、首都圏のほとんどの交通機関が運行停止 となります。事業所建物や周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、 従業員等を事業所内に留まらせてください。

平時からの施設の安全確保

○施設内に従業員等が留まれるよう、日頃からオフィスの家具類の転倒・落下・移動防 止対策、事務所内のガラス飛散防止対策等に努めてください。

■ 施設内待機のための備蓄

〇必要な3日分の水や食料などの備蓄に努めてください。

◆備蓄の例◆

① 3日分の備蓄の量の目安

水:1人当たり1日3リットル、計9リットル 主食:1人当たり1日3食、計9食

② 備蓄品の例 水:ペットボトル入り飲料水 主食:アルファ米、クラッカー等

トイレ対策:簡易トイレ、トイレパック等 感染症対策:マスク、手指消毒液等

従業員との安否確認手段、従業員等と家族との安否確認手段の確保

○あらかじめ、従業員との連絡手段を確保するとともに、従業員に対して、家族等との
 安否確認手段を確保するよう周知してください。

◆安否確認手段の例◆

災害用伝言ダイヤル171(固定電話)、災害用伝言板(web171、携帯電話)

※従業員と家族との安否確認訓練を!毎月1日と15日は体験利用が可能です。

■ 行動ルールの策定

○災害はいつ起こるかわからないため、出勤時・就業時・帰宅時など、発災時間帯を想 定した行動ルールを策定しましょう。

◆発災時間帯を想定した行動ルールの例◆

<出勤時間帯>

- ・災害対応や業務継続を行う上で必要な人員を除き、自宅待機又は自宅に戻る。
- ・通勤途中で事業所に近い場合は、 職場などで安全確保。

<就業時間帯>

- 従業員等は施設内待機。
- ・外出中の従業員等は周辺の 安全な場所で待機。

18:00

- <帰宅時間帯>
- ・原則、従業員等に事業所待 機又は事業所に戻る。
- ・すでに自宅に近い場合は、 自宅待機。

■ 訓練等による定期的な手順の確認

○地震を想定した自衛消防訓練等を定期的に実施する際に、併せて施設内待機に関する 手順等についても確認するよう努めてください。

■ 生徒等の安全確保

〇私立学校、専門学校、予備校等の管理者等は、災害時に生徒等を施設内に待機させる など、安全確保を図ってください。

■ 新型コロナウイルス感染症への対応

- ○施設内待機の際には、基本的な感染対策を徹底し、定期的な体温チェックなど、従業 員等の体調管理に努めてください。
- ○風邪の症状がある従業員等は、専用スペースを設けて待機させるなど工夫しましょう。

民間施設における利用者保護

■ 大規模集客施設利用者の施設内待機や安全な場所への誘導

〇百貨店、展示場、遊技場等大規模な集客施設の管理者等は、施設の安全確認を行った 上、施設内での待機や安全な場所への案内や誘導等、利用者の保護に努めてください。

■ 要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、小中学生)への対応

- ○施設の特性や状況に応じ、要配慮者が必要とする物資を検討し、あらかじめ備えてお くよう努めてくささい。
- ○可能な限り優先的に待機スペースへの誘導や物資の提供が行われるよう配慮してくだ さい。

事業所や集客施設の一斉帰宅抑制対策は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会が作成した「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」に詳細が記載されています。

http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/kitaku/kitaku_kyougi_top.html

検索「首都直下地震帰宅困難者対策」

発行: さいたま市総務局危機管理部防災課 電話:048-829-1127 FAX:048-829-1978